

鹿島市公告第19号

J R肥前鹿島駅周辺整備全体構想策定業務受託候補者選考に係る  
公募型プロポーザルを実施するので次のとおり公告する。

令和2年6月23日

鹿島市長 樋口 久俊



1. 業務概要

(1) 業務名

J R肥前鹿島駅周辺整備全体構想業務委託

(2) 業務内容

J R肥前鹿島駅周辺を整備するにあたり、現況調査、検討委員会等からの意見に基づき、各種の検討を幅広く行い、駅舎、駅前広場及び周辺区域を含めた整備構想案を作成する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年12月24日まで

2. プロポーザルの実施方針

(1) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格を証する資料等を提出するものとする。なお、次に示す第一次及び第二次選考は、「JR肥前鹿島駅周辺整備全体構想策定業務受託候補者選考審査会」が行う。

(2) 第一次選考

参加表明書及び技術提案書等を提出した者について、選考審査会等の書面審査を経て、プレゼンテーション及びヒアリングを要請する第一次選考の通過者を決定する。

(3) 第二次選考

第一次選考の通過者によるプレゼンテーション等を実施し、優先交渉権者と次点者を決定する。

### 3. プロポーザルの日程等

#### (1) プロポーザルの日程 (予定)

	項目	日程(案)
①	プロポーザル開始公告・実施要領等の公表	令和2年 6月23日(火)
②	参加表明書等、参加申込時の提出書類に関する質疑・回答書の提出期間	令和2年 6月24日(水)から 令和2年 6月26日(金)まで
③	②の質疑に対する回答	令和2年 6月30日(火)
④	参加表明書等の提出期限	令和2年 7月 3日(金)
⑤	参加資格要件の確認結果通知	令和2年 7月13日(月)
⑥	技術提案書等の提出書類に関する質疑・回答書の提出期間	令和2年 7月 3日(金)から 令和2年 7月 7日(火)まで
⑦	⑥の質疑に対する回答・公表	令和2年 7月13日(月)
⑧	技術提案書等の提出書類の提出期限	令和2年 7月27日(月)
⑨	第一次選考(書類審査)	令和2年 7月30日(木)予定
⑩	第一次審査結果の通知	令和2年 8月 4日(火)
⑪	第二次選考に関する質疑・回答書の提出期限	令和2年 8月 5日(水)
⑫	⑪の質疑に対する回答・公表	令和2年 8月 7日(金)
⑬	第二次選考(公開プレゼンテーション、ヒアリング)	令和2年 8月12日(水)予定
⑭	第二次審査の結果通知	令和2年 8月14日(金)予定
⑮	契約締結	令和2年 8月21日(金)予定

※本プロポーザルに係る全ての問合せ・質疑・書類の提出等は、平日午前9時から午後5時まで、事務局で受付けるものとする。

#### (2) 実施要領等の公表及び入手方法

実施要領等は鹿島市ホームページにおいて公表するものとし、令和2年6月23日(火)からダウンロードできる。

鹿島市役所ホームページ <http://www.city.saga-kashima.lg.jp>

#### 4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 応募代表者を予定業務の管理技術者とする他、土木・建築・交通・都市計画の4分野の担当技術者を加えたチームによる業務実施体制を形成すること。管理技術者及び担当技術者は、1技術者で複数分野を兼ねることも妨げないが、1技術者で2分野までの兼務とする。なお、業務実施体制については、技術提案書にて内容が確認できること。
- (2) 管理技術者は技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）による技術士〔建設部門又は総合技術監理部門〕又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格を有すること。
- (3) 業務実施体制のチーム内には、建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）による一級建築士を含むこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本プロポーザルの参加表明書の提出期限から契約の日までの間、いずれの自治体等においても指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 契約の日以前6ヶ月以内に金融機関において、不渡り手形等を出していないこと。
- (8) 参加者である法人及びその役員並びに個人は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団ではないこと。さらに、暴力団員、暴力団と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する団体及び個人でないこと又はそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。
- (9) 本プロポーザル募集の参加表明書の提出期限から契約の日までの間、営業停止中でないこと。
- (10) 審査会の委員が属する企業等又はその企業などと、資本面または人事面において関連がある者でないこと。

本プロポーザルの参加表明書の提出期限から契約の日までの間に、参加資格要件のうち、いずれかひとつでも満たさないことが明らかになったときは参加資格を取り消すこととする。

## 5. その他

- (1) 参加者が1者の場合でも成立するものとする。但し、評価基準等に基づき評価を行い、その結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、優先交渉権者として選考しない。
- (2) 技術提案書等の作成に要した費用、旅費等、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は参加者の負担とする。
- (3) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本事業を中止する場合がある。この場合鹿島市は、参加者に対して一切の責任を負わない。
- (4) その他詳細は別途公表するJR肥前鹿島駅周辺整備全体構想策定業務候補者選考公募型プロポーザル実施要領等を参照のこと。

## 6. 事務局

鹿島市都市建設課都市計画係

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1

TEL0954-63-3415 FAX0954-63-2313

Eメール [toshi@city.saga-kashima.lg.jp](mailto:toshi@city.saga-kashima.lg.jp)